



2025年1月15日

各 位

会社名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役社長 中島 規巨
(コード：6981、東証プライム市場)
問合せ先 財務戦略部長 北隅 かおり
(TEL. 075-955-6525)

海外市場における株式売出しに関するお知らせ

当社は、2025年1月15日付の取締役会決議により、海外市場における当社普通株式の売出し（以下、「本売出し」といいます。）に関し、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた施策の実効性を高めるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置づけています。すべてのステークホルダーに配慮しつつ、グローバル化に対応したグループ経営の強化やサステナビリティ経営の推進など常に最適な経営体制を整備し、機能させるとともに、ステークホルダーとのエンゲージメントの向上などに取り組んでいます。その一環として、適切な株主構成の在り方についても検討を重ねてまいりました。

このたび、当社は一部の株主と継続的に議論を重ね、円滑な売却の機会を提供するとともに、当社普通株式が不規則に市場売却されることによる市場価格への影響を緩和することを目的として、本売出しの実施を決定いたしました。

本売出しを通じて、中期方針 2027 をはじめとする当社の経営方針に賛同いただける株主層の拡大および多様化を図るとともに、新たな株主を含めた対話の質の向上により経営の規律ならびに透明性を一層高めることで、「Vision2030」で掲げる「ステークホルダーとの価値共創」を通じた企業価値の向上を目指してまいります。

ご注意：本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。加えて、本発表資料は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集または勧誘を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国において当社普通株式の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなります。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、本件においては米国における当社普通株式の募集または販売は行われません。なお、本発表資料で言及されている当社の本売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

記

- | | | | |
|---|--|--------------|--|
| (1) 売出株式の種類および数 | 当社普通株式 | 61,304,900 株 | |
| (2) 売出人および売出株式数 | 株式会社みずほ銀行 | 16,436,000 株 | |
| | 三井住友海上火災保険株式会社 | 16,329,200 株 | |
| | 株式会社三井住友銀行 | 12,444,900 株 | |
| | 株式会社日本カストディ銀行 | 4,950,000 株 | |
| | (みずほ信託銀行株式会社再信託分・
損害保険ジャパン株式会社退職給付信託口) | | |
| | 損害保険ジャパン株式会社 | 4,942,800 株 | |
| | 株式会社三菱UFJ銀行 | 3,702,000 株 | |
| | 株式会社滋賀銀行 | 2,500,000 株 | |
| (3) 売出方法 | 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）における売出しとし、Goldman Sachs International および Nomura International plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下、「引受人」と総称する。）に、上記(1)に記載の全株式を総額個別買取引受けさせる。 | | |
| (4) 売出価格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2025年1月15日(水)から2025年1月16日(木)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。） | | |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格と引受価額（売出人が引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額）との差額の総額を引受人の手取金とする。 | | |
| (6) 申込株数単位 | 100 株 | | |
| (7) 受渡期日 | 2025年1月20日(月) | | |
| (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役南出雅範又は同人が委任する者に一任する。 | | | |

ご注意:本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。加えて、本発表資料は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集または勧誘を構成するものではありません。米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国において当社普通株式の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなります。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、本件においては米国における当社普通株式の募集または販売は行われません。なお、本発表資料で言及されている当社の本売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

<ご参考>

ロックアップについて

本売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社滋賀銀行ならびに当社株主である株式会社京都銀行およびみずほ信託銀行株式会社は、引受人に対し、売出価格等決定日に始まり、本売出しに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（但し、本売出し等一定の事由を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は引受人に対し、ロックアップ期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、引受人は上記の期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。加えて、本発表資料は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集または勧誘を構成するものではありません。米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国において当社普通株式の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなります。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、本件においては米国における当社普通株式の募集または販売は行われません。なお、本発表資料で言及されている当社の本売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。